

県有施設の緑地率確保に関する実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「県有施設の緑化に関する推進指針」(平成5年11月29日 都市緑化推進会議 承認)に基づき、神奈川県が設置し管理する、または設置し管理しようとする施設(以下、「県有施設」という。)における緑地率確保の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設管理者 県有施設の設置管理を所管する課等の長をいう。
- (2) 緑地率 県有施設を設置しようとする区域面積に対して樹木等でおおわれた土地(以下、「緑地」という。)の面積の割合をいう。

(県有施設緑化基準等)

第3条 施設管理者は、施設を新設する場合は別紙の県有施設緑化基準(以下「緑化基準」という。)に定めるところにより、当該施設の緑化を行い良好な自然環境の維持、回復及び快適な都市環境の形成に努めるものとする。

既存の施設を大幅に増改築する場合においても同様とする。

(緑化協議)

第4条 施設を新設、または既存の施設を大幅に増改築しようとする施設管理者は、原則としてその施設の基本設計の段階において自然環境保全課長と緑化について協議するものとする。

ただし、次に掲げる施設はこの限りでない。

- (1) 施設の全敷地面積が1,000㎡未満の施設
- (2) 増改築する建物や工作物の建築面積が500㎡未満の施設
- (3) 公園、道路、河川等の施設整備にあたり、緑化についての基準等が定められている施設
- (4) 防災の観点や、その開発行為の特性から物理的に困難な施設
- (5) 緑化事業を主管する課が実施する緑化事業対象施設

なお、前記施設であっても施設の緑化について協議を希望するものは、これを妨げないものとする。

- 2 既存の施設であって当分の間建物等を建設しない施設管理者は、その施設の緑化事業を実施した場合は、自然環境保全課長に通知するものとする。
- 3 前二項の緑化協議及び緑化通知において、緑化事業を実施することに関し神奈川県以外の権利者が存在するときは、事業の実施等につきあらかじめ当該権利者から同意を得るものとする。
- 4 自然環境保全課長は、第1項による緑化協議がなされた場合において、良好な自然環境の維持、回復及び快適な都市環境の形成に必要があると認めるときは、その範囲内において緑化計画について助言、提案を行うことができるものとする。

(完了報告等)

第5条 自然環境保全課長は、緑化協議及び緑化通知に基づく事業の実施について、事業の完了報告のほか必要な報告を求め、若しくは現地調査を行うことができるものとする。

(緑化計画等の変更)

第6条 施設管理者は、緑化協議に係る緑化計画等を変更しようとするときは、あらかじめ自然環境保全課長と協議しなければならないものとする。

ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

(県有施設の自主緑化)

第7条 既存県有施設で緑地率が緑化基準に満たないものについては、様々な手法を取り入れ可能な限りの植栽を行い、緑化基準に近づけるよう努めるものとする。また、新設される施設であって第4条第1項ただし書きに掲げる施設にあっても同様とする。

(樹木等の良好な保持)

第8条 施設管理者は、県有施設における樹木等を良好な状態に保持するため、適切な維持管理を行うものとする。

なお、自然環境保全課長はこのために必要な助言、提案を行うことができるものとする。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 施行の日までに緑化協議を終了しているものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行の日までに緑化協議を終了しているものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

2 施行の日までに緑化協議を終了しているものについては、なお従前の例によるものとする。

県有施設緑化基準

1 緑地率

- (1) 県有施設は、原則として緑地率を25%以上確保するものとする。ただし、以下に掲げる施設については、市街化区域内（市街化調整区域が定められていない都市計画区域内で、用途地域を定めている区域を含む。以下、同じ。）では15%以上、市街化区域外では20%以上にすることができる。

ア 既存施設の増改築及び建て替えて敷地面積の大幅な変更のないもの

なお、等価交換等により別の敷地で既存施設の再整備を行う場合で、当該再整備を行う敷地の大部分が自然度の高い植生ではなく、敷地面積に大幅な変更のない場合は、建て替えとみなすことができる。

イ 共同住宅

- (2) 前記基準が確保できない施設については、生垣の設置や中・高木の植栽等により景観に配慮した緑化に努めるものとする。

2 緑化留意事項

施設管理者は、県有施設の緑化にあたっては良好な自然環境の維持と回復及び快適な都市環境の形成を図るため、次の点に留意しなければならない。

- (1) 現存する自然度の高い植生、弱い植生（斜面、尾根等）及び貴重な単独樹木及び草は、できる限り保存又は移植し、これらを生かした造成、保護及び植栽計画を立てる。
- (2) 土地の区画形質の変更にあたっては、地形・地質に順応して行い、切土及び盛土の量を最小限にとどめ、表土は保存し緑地などに利用する。
- (3) 開発により生ずる法面は、できる限り緩和した勾配とし、地形・地質に応じた方法及び植栽に適した種類で樹木植栽、張芝、種子吹き付け等を行う。
- (4) 森林を一部伐採する場合は、林縁に保護植栽を行い、残置する森林の保全を図る。
- (5) 樹木等の選定にあたっては多年生の植物に限るものとし、付表に示す地域に自生又は潜在する種類及び野鳥の食餌樹木の植栽に努める。
- (6) 市街化区域外の樹木等の植栽にあたっては、将来中・高木・低木等が一体となった多層林となるように努める。
- (7) 成木の植栽にあたっては、その周囲に苗木を植栽するように努める。
- (8) 苗木による植栽は、1㎡あたり1本以上を目安とし、育成後の維持管理を考慮した植栽計画とする。
- (9) 開発行為区域内に道路がある場合は、植樹帯をもうけるなどできる限り街路樹等による緑化を図る。
- (10) 屋上緑化や壁面緑化、太陽光発電パネルの設置等を実施する場合は、近隣の日照の阻害や植栽施設の転落等、周囲に悪影響を及ぼさないよう努める。また、屋上緑化や壁面緑化の灌水に十分配慮する。
- (11) 事業所等を建設する場合は、敷地の周辺に植樹による幅広いしゃ断緑地を造成するように努め、敷地の周辺に森林がある場合は、これを保全する。
- (12) 学校施設を建設する場合は、敷地の周辺及び校舎と屋外運動場との間には、教育

環境保全の機能を発揮するよう樹林帯を効果的に配置し、屋外運動場は、できる限り芝等により緑化に努める。

3 緑地の面積の算定方法

- (1) 「緑地」における樹木については、「既存樹木」、「植栽樹木」及び「芝等」に区分する。
- (2) 「緑地」の面積は、専ら緑化のため土地利用上区画された土地ごとに算定する。ただし、市街化区域内の学校施設における屋外運動場の芝等については、緑地の面積として算定できることとする。
- (3) 既存樹木の場合
 - ア 独立している樹木の場合は、緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で、樹冠の投影面積を「緑地」の面積とする
 - イ 複数の樹木が接しているか又は一団の樹林地を形成している場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を「緑地」の面積とする。ただし、この場合も、その面積が緑化のため土地利用上区画された土地の面積を上回る場合には、当該土地利用上区画された面積を「緑地」の面積とする。
- (4) 植栽樹木の場合
 - ア 植栽樹木（付表に掲げる樹木又はこれに類するもの）の場合も、既存樹木の場合と同様に、緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で、樹冠の投影面積を「緑地」の面積とする。

なお、植栽樹木の樹冠の投影面積は次の定めにより算定し、「緑地」の面積とする。この場合、10㎡以上の樹冠の投影面積をもつ植栽樹木については、当該樹冠の投影面積を「緑地」の面積とする。

区 分	植栽時の規格	緑地算定の面積
高 木 生育したときの樹高が10m以上の樹木	樹高3m以上 樹高1.5m以上3m未満 樹高0.5m以上1.5m未満	10㎡（半径1.8mの円で囲まれた面積） 5㎡（半径1.25mの円で囲まれた面積） 3㎡（半径1.0mの円で囲まれた面積）
中 木 生育したときの樹高が5m以上10m未満の樹木	樹高0.5m以上	3㎡（ 同 上 ）
苗 木 高木または中木の苗木	樹高0.5m未満 （高木又は中木となるものに限る）	1㎡（半径0.6mの円で囲まれた面積）
低 木 生育したときの樹高が5m未満の樹木		表面をおおった面積 （1本あたり0.25㎡を標準とする）

備考：樹木の区分の目安は、付表による。

樹種が高木であっても、生垣等のように低く刈り込む場合には、中木または低木の扱いとする。

イ 樹冠が接して植栽されている場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を、緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で、「緑地」の面積とする。

ウ 街路樹による道路の緑化の場合は、樹冠の投影面積を「緑地」の面積とする。

なお、歩行用通路または歩行用広場（オープンスペース等）に配置された独立樹木（ツリーサークル）についても、街路樹と見なすことができる。

オ 森林法の植栽基準により森林の復元を行う場合は、その全面積を「緑地」の面積とする。

(5) 芝等の場合

芝等で表面がおおうよう緑化を行う場合は、市街化区域内においてはその土地利用上区画された土地の面積の5割を、市街化区域外においてはその2割を、「緑地」の面積とする。

なお、芝等の中に樹木がある場合は、その重複部分を算定できることとするが、この場合も緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で「緑地」の面積とすることができる。

(6) 屋上緑化、壁面、太陽光発電パネルを「緑地」の面積に算定できる場合

市街化区域内において、上記算定方法による地表面における「緑地」の面積の確保が困難であると知事が認める場合には、以下の基準に従い、建築物の屋上又は壁面等に植栽する面積及び太陽光発電パネル設置面積を合計し、全体の緑地面積の2分の1を超えない範囲で「緑地」の面積に算入することができる。ただし、住宅地を造成する場合を除く。

ア 屋上等に植栽する場合

樹木を植栽する植栽基盤面積を緑地の面積とする。また、芝等で表面をおおう場合は、当該植栽基盤面積の水平投影面積の5割を緑地として算定し、緑地部分が上下に重複する場合は、その重複部分は除くこととする。なお、植栽基盤にプランターを使用する場合は、その容量は100リットル以上とする。

イ 壁面に植栽する場合（図1、2参照）

植栽しようとする部分（植物が生育するための資材又は植物で覆われている部分）の建築物の壁面に対する鉛直投影面積（水平面に対して垂直な面に投影した面積）を緑地の面積とする。フェンス・塀・よう壁等に植栽する場合も、その緑化施設（緑化補助資材）の鉛直投影面積を緑地の面積とする。ただし、緑地部分が重複する場合は、その重複部分は除くこととする。

なお、ツル性植物における植栽基盤の幅と植栽間隔は0.3mを目安とする。

ウ 太陽光発電パネルを屋上・壁面に設置する場合

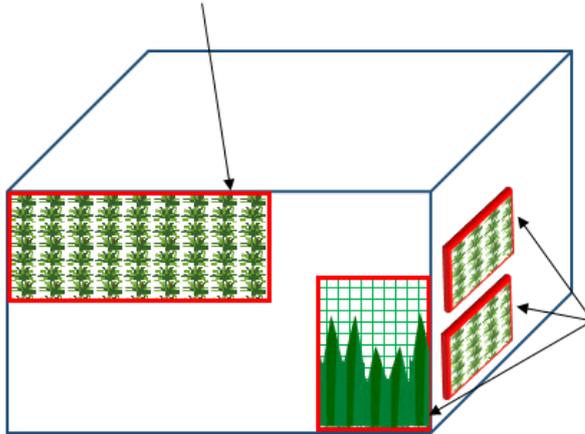
太陽光発電パネルを屋上に設置する場合は、その太陽光発電パネルの水平投影面積の5割を緑地の面積に算入することができる。ただし、緑地部分と上下に重複する場合は、その重複部分は除くこととする。

また、壁面に設置する場合は、設置しようとする部分の建築物の壁面に対する鉛

直投影面積の5割を緑地の面積に算入することができる。ただし、緑地部分と重複する場合は、その重複部分は除くこととする。

図1

植物が生育するために必要な資材が設置されない場合は、植物で表面が覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定。

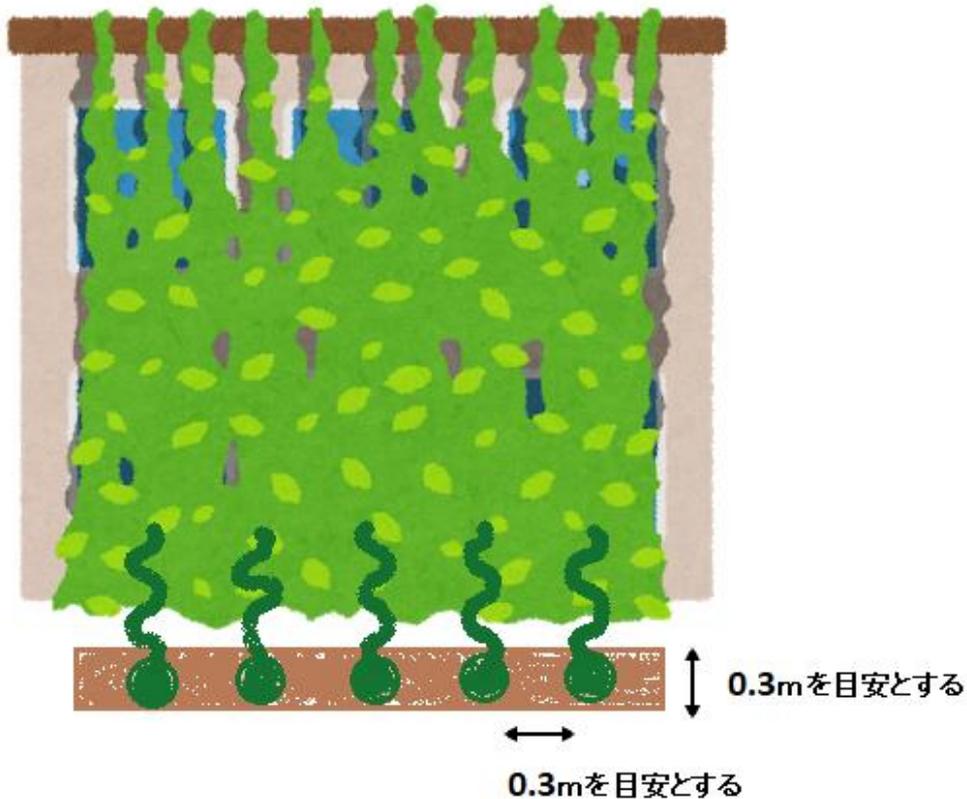


緑化面積＝壁の正面から見た際の□部分の面積
(鉛直投影面積)

補助資材、植栽基盤等の資材が外壁部分に設置される場合は、その資材または植物に覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定。

※ 補助資材は、明らかに植物の生育が見込まれない部分は対象外

図2



付表（2の（5）の関係）

神奈川県土に適している高木・中木・低木及び芝等

高木	常緑	○アカガシ・アカマツ・○アラカシ・イヌマキ・◎ウラジログシ・▲◎クスノキ・○クロガネモチ・クロマツ・サワラ・◎シラカシ・シロダモ・スギ・◎スダジイ・タイサンボク・▲○タブノキ・ヒノキ・○マテバシイ・▲○モチノキ・ヤマモモ等
	落葉	アオギリ・アカシデ・アキニレ・イイギリ・イタヤカエデ・イチョウ・イヌシデ・イロハモミジ・▲エノキ・エンジュ・オオシマザクラ・カシワ・カツラ・クヌギ・クルミ・ケヤキ・コナラ・コブシ・シオジ・チドリノキ・トウカエデ・トチノキ・ハウチワカエデ・ハゼノキ・ハンノキ・ハルニレ・ヒメシャラ・フサザクラ・ブナ・ホオノキ・▲ミズキ・▲ムクノキ・▲ヤマザクラ・ヤマハンノキ・ヤマボウシ・ユリノキ等
中木	常緑	イヌガヤ・ウバメガシ・カクレミノ・カナメモチ・▲サカキ・サザンカ・▲サンゴジュ・ソヨゴ・ネズミモチ・ヒイラギ・▲ヒメユズリハ・▲モッコク・ヤブツバキ・ヤブニッケイ・ユズリハ等
	落葉	▲アカメガシワ・▲エゴノキ・コバノトネリコ・ダンコウバイ・ナツツバキ・ニガキ・ネムノキ・ハクウンボク・ヒメヤシヤブシ・マメザクラ・ヤシヤブシ・リョウブ等
低木	常緑	アオキ・アセビ・アベリア・イヌツゲ・オオバグミ・オオムラサキツツジ・▲キツタ・キンモクセイ・クチナシ・サツキ・ジンチョウゲ・チャノキ・テイカカズラ・▲トベラ・▲ナンテン・ハクチョウゲ・ハマヒサカキ・ヒイラギモクセイ・▲ヒサカキ・ビナンカズラ・▲マサキ・マルバシャリンバイ・ムベ・▲ヤツデ・ヤブコウジ等
	落葉	アジサイ・アキグミ・▲アケビ・アブラチャン・イボタノキ・イヌコリヤナギ・イヌビワ・ウグイスカグラ（ウグイスカズラ）・ウツギ・ウメモドキ・▲ガマズミ・キブシ・クサボケ・クロモジ・コゴメウツギ・コマユミ・サルスベリ・▲サンショウ・シバヤナギ・シモツケ・テリハノイバラ・ドウダンツツジ・ナツグミ・ニシキウツギ・▲ニシキギ・▲ニワトコ・ヌルデ・ノリウツギ・バイカウツギ・ハコネウツギ・ハナイカダ・▲マユミ・マンサク・ミツバツツジ・ムラサキシキブ・レンギョウ・メギ・ヤマグワ・ヤマツツジ・ヤマハギ・ユキヤナギ等
芝等		コウライシバ・ノシバ等（多年生のクローバー、シダ類、ハイビャクシン等の地被植物も可）

注 ◎印は神奈川県推奨木

○印は神奈川県準推奨木

▲印は野鳥の食餌木